



令和3年度から始まる「専門工事業者の施工能力の見える化（能力評価）」制度での優遇も検討されています。

・登録基幹技能者制度の受講要件

当協会で開催している「登録機械土工基幹技能者講習」、「登録土工基幹技能者講習」の受講要件を別表に示します。簡単に言うと、「10年以上の実務経験を持ち、うち3年以上の職長経験があり、車両系建設機械運転技能講習や玉掛技能講習などの指定された技能講習を修了していること」となります。

・登録基幹技能者になるためのコスト

登録基幹技能者講習の受講手数料は、登録機械土工基幹技能者講習が31,500円（税込）、登録土工基幹技能者講習が27,500円（税込）となっています。また、企業が業務として講習を受講させている場合は、受講日の賃金を支払うことになります。

ただし、受講手数料、賃金については厚生労働省から助成金が出ます。

（厚生労働省HPより  
<https://www.mhlw.go.jp/content/1160000/000625542.pdf>）

人材開発支援助成金 2. 建設労働者技能実習コース

①経費助成

（支給対象費用は税抜き価格のため、機械土工28,636円、土工25,000円）

（20人以下の中小建設事業主）

支給対象費用の75%が助成される  
（被災3県については全額）

（21人以上の中小建設事業主）

35歳未満 支給対象費用の70%が助成される  
（被災3県については80%）

35歳以上 支給対象費用の45%が助成される  
（被災3県については80%）

（中小建設事業主以外の建設事業主）

女性建設技能者の場合 支給対象費用の60%が助成される

②賃金助成

（20人以下の中小建設事業主）

1人あたり日額7,600円（CCUS技能者登録してあれば8,360円）

（21人以上の中小建設事業主）

1人あたり日額6,650円（CCUS技能者登録してあれば7,315円）

例：20人以下の中小建設事業主がCCUSに登録された技能者を機械土工に受講させた場合）

1人あたり費用：受講手数料31,500円、賃金3日間分、交通費3日間往復

1人当たり助成：経費助成 21,400円、賃金助成 25,000円

・登録基幹技能者講習修了の条件

各講習で決められた時間の講義を受講し、確認テストに合格することで修了証が発行されます。確認テストは適正に受講していたかを確認するテストであり、

登録機械土工基幹技能者講習：2日半（90分）の講義を受講し、確認テスト（30問）で60%以上の正答

登録土工基幹技能者講習：1日半（60分）の講義を受講し、確認テスト（20問）で60%以上の正答

「登録機械土工基幹技能者講習」は6月・12月、「登録土工基幹技能者講習」は9月・3月に実施しています。単に技能者個人としてのスキルアップだけでなく、発注者からの評価向上を目指す企業としても、受講を検討していただきたいと思います。

問合せ先：（一社）日本機械土工協会

03-3845-2727

保坂、滝谷、野口